の認定事業適応計画に係る情報技術事業適応設備等（情報技術事業適応の用に供するために新設又は増設をするソフトウェア及び当該情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェア（その利用に係る費用で繰延資産となるものを支出するものに限る。）並びにこれらのソフトウェアとともに当該情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品をいう。）のうち情報技術事業適応特例基準に規定する要件に該当するものの全部を取得し、又は製作して、これを国内にある当該認定事業適応事業者の事業の用に供し、情報技術事業適応特例基準に規定する具体的な指標を達成したときは、その翌事業年度以降について当該報告をすることを要しない。	
2～6　［略］	2～6　［略］
（課税の特例等に関する報告事項）	（課税の特例等に関する報告事項）
第五十一条　［削る］	**第五十一条**　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の四第一項の法人税に係る欠損金の繰越しについての特例措置を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置による損金算入の額についても報告しなければならない。
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の六第一項、第三項、第七項若しくは第八項又は第四十二条の十二の七第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けた場合の償却限度額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額又は当該特例措置の適用を受けることによる所得税額若しくは法人税額の控除額についても報告しなければならない。	2　租税特別措置法第十条の五の六第一項、第三項、第七項若しくは第八項又は第四十二条の十二の七第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けた場合の償却限度額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額又は当該特例措置の適用を受けることによる所得税額若しくは法人税額の控除額についても報告しなければならない。
2・3　［略］	3・4　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第十八を次のように改める。

様式第十八（第11条の２第１項関係）

事業適応計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

産業競争力強化法（以下「法」という。）第21条の15第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

事業適応計画

１．事業適応の目標

（１）事業適応に係る事業の目標

（２）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

（３）財務内容の健全性の向上を示す目標

２．事業適応の内容及び実施時期

（１）事業適応に係る事業の内容

①　事業適応の類型

②　計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）